社会福祉法人 翔美会 通所介護事業所 やすらぎの里道場デイサービスセンター 介護予防通所介護事業 運営規程

第1条(事業の目的)

社会福祉法人翔美会が開設する通所介護事業所やすらぎの里道場デイサービスセンター(以下「事業所」と言う)が行う介護予防通所介護事業(以下「事業」と言う)の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防通所介護事業を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所は利用者の要支援状態及びその特性を踏まえて、能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活介護及び機能訓練等を計画的に実施し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持と、利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、個別に目標を設定し、計画的に行うと共に、関係する行政諸機関、 地域包括支援センター(居宅介護予防サービス計画立案機関を含む)、地域の医療・保険・福祉 関連機関等と連携し、総合的なサービスの提供に努める。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 通所介護事業所やすらぎの里道場デイサービスセンター
- (2) 所在地 神戸市北区道場町塩田3080番地

第4条(従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務内容は次のとおりとし、併設する通所介護事業 業従事従業者は、指定介護予防通所介護事業の業務に当たるものとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護予防通所介護従業者

生活相談員 2名(内1名は兼務)

看護従業者 1名以上

機能訓練指導員 1名

介護従業者 4名以上(内1名は兼務)

管理栄養士 1名(兼務)

従業者の配置数については法令に準拠し、常勤、非常勤及び兼務の体制を取り、サービス提供時間帯の従業者を確保する。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日(祝日は営業)

原則として年末年始(12月30日から翌年1月3日の間)を除く。

営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

但し、サービス提供時間は午前10時から午後4時15分とする。

台風接近時、降積雪及び災害時等は利用者の安全を優先して休む場合もある。

第6条(指定介護予防通所介護の利用定員)

事業所の利用定員は、併設する通所介護事業所の利用定員を含めて、1日30人とする。

第7条(指定介護予防通所介護の内容及び利用料金等)

指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。)

- (1) 談援助等(介護予防通所介護計画及び個別機能訓練計画等の必要な計画の作成を含む)
- (2) 機能訓練(運動器機能向上等のサービス、日常動作訓練・レクレーション等)
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供
- (7) 入浴(介護) サービス
- (8) その他介護予防通所介護計画の目標達成に関わる各種の援助及び便宜
- 2 前項のほか次の料金を徴収する。
- (1) 食事費用について、一食(おやつ代含む)につき690円を徴収する。
- (2) 洗濯サービス代 希望があれば、入浴時の着替えに限り1回100円で洗濯を行う。
- (3) キャンセル料

利用当日午前8時30分までに連絡があれば無料、連絡がなければ690円(食事提供費用分)を徴収する。

- (4) 上記の他、その利用者に負担して頂くことが適当と認められる費用の実費
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした 上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、

神戸市北区

道場町、有野町二郎、菖蒲が丘、西山、京地、大沢町、八多町中、

八多町下小名田、鹿の子台北町、鹿の子台南町、長尾町宅原、長尾町上津、上津台。

三田市

弥生が丘、南が丘、挟間が丘、武庫が丘、西山、屋敷町、三田町、相生町、下田中 寺村町、対中町、八景町、横山町、駅前町、富士が丘、三輪、友が丘。

西宮市

山口町上山口1~3丁目、山口町下山口1~5丁目、北六甲台、山口町名来1~2丁目、 すみれ台とする。

第9条(サービス利用にあたっての留意事項)

サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際は体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出る事とする。

2 サービスの提供を受けようとする利用者は、事業所設備機器及び機能訓練器具等の取扱について従業者の助言に従うこと。

第10条(緊急時における対応方法)

介護予防通所介護従業者等は、介護予防通所介護を実施中に、利用者の状態に急変、他緊急事態が生じたときは、速やかに家族・主治医に連絡し又、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告し、記録しなければならない。

第11条(非常災害対策)

非常災害に関しては、防火管理者を定めて消防計画を策定するものとし、毎年定期的に、 必要な訓練及び非常災害に関する設備等の点検を行う。

第12条(事業継続計画)

事業所は、感染症や非常災害時に発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画を策定し、 当該事務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

第13条(安全·衛生管理)

事業所はその設備備品について保守点検及び清潔保持の処置を行い、常にその安全・衛生 管理に充分留意するものとする。

第14条 (個人情報の保護・秘密の保持等)

事業所は、利用者及び関連する個人情報について、関係法令及び厚生労働省によるガイドライン等を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報は、事業所でのサービス提供以外の目的には原則的に使用 しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を 得るものとする。
- 3 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を

漏らしてはならない。

4 事業所は、その従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

第15条(従業者の資質向上)

事業所は、介護予防通所介護従業者の資質向上を図るため、採用時研修及び継続研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備すると共に担当従業者の自発的な研修研鑽を奨励する。

第16条(介護予防通所介護計画の作成等)

事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所介護計画を作成することとする。既に居宅介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の立案機関と連携し、その内容に沿って作成することとする。

- 2 事業所は、介護予防通所介護計画の作成に当たって、その内容を利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ることとする。
- 3 事業所は、作成した介護予防通所介護計画を利用者又はその家族に交付することとする。
- 4 介護予防通所介護従業者は、それぞれの利用者について、介護予防通所介護計画に従った サービスの実施状況及び目標の達成及び評価状況の記録を行い、利用者を担当する地域包括 支援センター(居宅介護予防サービス計画立案機関を含む)、にその内容を定期的に報告する ものとする。
- 5 運動機器訓練計画等を作成するときも介護予防通所介護計画の作成と同様に行う。

第17条 (苦情への対応等)

事業所は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとすると共に苦情の内容等を記録することとする。

2 利用者からの苦情に対して介護保険法の規定により保険者等(以下「当該機関」と言う)、が行う調査に協力するとともに、当該機関から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとし、当該機関からの求めに応じ、改善の内容を報告するものとする。

第18条 (記録の整備)

介護予防通所介護事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

- 2 介護予防通所介護事業所は、利用者に対する介護予防通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。
- (1) 介護予防通所介護計画、提供した具体的なサービスの内容及び評価等の記録
- (2) 市町村への通知に係る記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第19条(虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じ

るものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

- この規程は、令和6年4月1日より施行する。(事業継続計画・虐待防止に関する事項の追加)
- この規程は、令和6年8月1日より施行する。(サービス提供地域の追加)